

現在の灘五郷は、明治十九年に定められ、今津郷、西宮郷、魚崎郷、御影郷、西郷となっており、芦屋郷が欠けているのは不思議なことであり、また残念でもあります。

芦屋では酒造りは行われたことがないと、一般にはいわれています。

しかし、芦屋川の上流には「水車谷」と呼ばれる水車精米の遺跡があり、また何よりも、芦屋川と宮川の伏流水が豊富に流れているに相違ないことは、飲料に適した井戸が多数存在することからも明らかです。この土地は、酒

芦屋の人



撮影・桑田 敬司 (ハナヤ勲兵衛)

打出村では蔵元が一軒あり、五百石程の酒造りが行われていたという記録が残っています。享和三年一八〇三年「撰津国酒蔵株石高控」。

芦屋村、三條村、津知村の四力村から成っていました。当初は尼崎藩に属していましたが、明和六年一七六九年、芦屋村と打出村は、徳川幕府直轄支配(天領)となりました。直轄支配の目的は、当時江戸で最も人気の高かった「灘目の酒」の酒蔵地帯を押えるためでありました。

造りに適した地域なので。江戸時代、現在の芦屋市は、撰津国荻原郡の打出村、

酒造りと芦屋

西村隆治

よくよく調べてみると、江戸時代、打出村では蔵元が一軒あり、五百石程の酒造りが行われていたという記録が残っています。享和三年一八〇三年「撰津国酒蔵株石高控」。

しかし同じ天領であった芦屋村ではその記録は全くなく、酒造りは行われなかったと思われ。何か特別な事情があったのかもしれない。尼崎藩に属した三條村では、寛政の頃(一七九〇年代)の記録が残っており(小阪家文書)、確定的ではありません。酒造りが行われていたようすが、酒造りとしては、明治時代の後半頃、芦屋の発展に尽力された猿丸家の第十一代吉左衛門氏が、「なみ静しづか」という商標で酒造りをされています。酒蔵は今津でしたが、本店は芦屋でした。

しかし同じ天領であった芦屋村ではその記録は全くなく、酒造りは行われなかったと思われ。何か特別な事情があったのかもしれない。尼崎藩に属した三條村では、寛政の頃(一七九〇年代)の記録が残っており(小阪家文書)、確定的ではありません。酒造りが行われていたようすが、酒造りとしては、明治時代の後半頃、芦屋の発展に尽力された猿丸家の第十一代吉左衛門氏が、「なみ静しづか」という商標で酒造りをされています。酒蔵は今津でしたが、本店は芦屋でした。

歴史をふり返ると、芦屋は灘の酒蔵地帯に属し、また芦屋川の上流では水車精米を行っていた事跡もあり、まさしく「灘五郷の一員」であるといつても過言ではありません。

西村隆治にむら たかはる氏 昭和二十年一月生まれ、大阪府に育つ。その後、十年間京都で青春時代を過ごし、縁あって、昭和五十年より芦屋市在住。

日本酒で乾杯！ 声たかく。

いま日本酒業界では、国民的運動として、「日本酒で乾杯」の運動を展開しています。江戸の歴史に思いを馳せ、あるいは「日本人」として、日本酒で乾杯の運動を支援していただければと思います。芦屋市のいろいろな催しにおいて、日本酒で、灘の酒で乾杯していただけないでしょうか。

でも過言ではありません。

平成16年度公文書公開・個人情報保護制度の運用状況

公文書公開の実施状況

公文書公開請求	44件
全部公開	11件
部分公開	33件
非公開	1件
存否応答拒否	0件
不存在	3件
却下	2件
取下	0件
異議申立て	4件

部分公開とした主な理由は、個人情報等に該当するためです。

1つの公開請求に対して複数の方法で公開したものがあため、合計が請求件数と一致しません。

個人情報保護制度の運用状況

個人情報取扱事務の登録件数	330件
個人情報開示請求	1件
全部開示	1件
部分開示	0件
不開示	0件
不存在	1件
その他	0件
異議申立て	0件
個人情報訂正請求	0件
個人情報利用停止請求	0件
苦情処理、苦情の相談件数	0件

1つの開示請求に対して複数の方法で開示したため、合計が請求件数と一致しません。

問い合わせ 総務部総務課 緯38-2010

児童手当制度をご存じですか？

児童手当は、小学3年生修了時までの児童(平成8年4月2日以降に生まれた児童)を養育しているかたに支給されます。(右表該当者)

【支給額】第2子まで 1人月額 5,000円
第3子以降 1人月額 10,000円

【支給月】6月(2月～5月分)
10月(6月～9月分)
2月(10月～1月分)

各支給月の15日(金融機関の休業日にあたるときは前営業日)に、指定の口座へ振り込みます。

所得額 = 総所得金額 - 8万円 - 医療費控除等
- 障害者・老人等扶よ控除

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	国民年金加入者	厚生年金・共済組合加入者
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

児童手当を受給中のかたへ、平成17年度「現況届」を6月初旬にお送りします。28日(火)までにご返送ください。

問い合わせ こども課 ☎38-2045

保育所運営法人を募集します

待機児童の解消や市民のニーズが高い、延長保育・一時保育等の特別保育を民間活力を活用して実施します。市有地を無償で貸与、当該用地に認可保育所を建設し、保育事業を運営する社会福祉法人を、次の要領により募集します。

貸与する用地等 旧山手幼稚園跡地、浜風小学校内保育施設 応募資格 県内に主たる事務所を設置し、現に県内で認可保育所の運営実績を有する社会福祉法人で、本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること等 募集要領等配付 6月1日～10日午前10時～正午、午後1時～5時(土・日曜は除く)下記で。

詳細は、市のホームページをご覧ください。

問い合わせ こども課 ☎38-2045

<新規>社会教育団体登録の申請受け付け

申請期間 6月15日～30日(土・日を除く) 有効期間 承認日～平成18年8月31日

次の登録要件に該当し、新規登録希望の団体・グループは、申請手続きをしてください。

【登録要件】 社会教育法に基づく組織的な教育活動を自ら行い、その団体の学習活動・内容が明確で、公の支配に属さない団体 団体運営は、主体性を持ち、営利事業や政治・宗教活動を目的としない任意団体。特に芸能・趣味関係団体は、活動が流派の普及活動や指導者の営利を目的としたり、それに類した行為のない団体 過去1年以上の実績があり、将来継続して活動できる団体 規約・経理機構があり、団体の本拠の事務所を有する 健全な自己財源を持ち、会員の会費等負担額が一般的に見て高額すぎない 団体の活動への参加窓口を一般市民に広げ、地域全体への普及啓発活動がある 組織の構成メンバーが、主として芦屋市民であり、芦屋市域を活動の拠点にしている。

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

子育て支援ボランティア養成講座 全10回

日時 6月24日～11月11日(金曜日中心)、午前10時～正午 会場 市役所北館2階第3会議室ほか

内容 子育て支援ボランティアの活動に必要な講義・実技(8回以上受講されたかたには修了証を授与) 講師 元子育てセンターアドバイザーほか

対象 センターの活動に協力いただける意欲のあるかた

申し込み 6月17日(金)までに下記へ

問い合わせ 子育てセンター ☎31-8006(精道幼稚園内)

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定水道工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へお尋ねください。

土曜日・日曜日・祝日は市役所(緯31-2121)へお尋ねください。

夜間の修理は右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1.7.13.19
前忠工業株式会社	31-8548	2.8.14.20.26
(資)神明商会	22-3565	3.9.15.21.27
中央水道工務所	22-3552	4.10.16.22.28
越智商会	22-3708	5.18.24.30
衛大阪商会	32-6302	6.12.25
原田商会	22-0706	11.17.23.29

問い合わせ 水道部工務課維持担当 緯38-2083

第13回 水道水源保全作戦

今年も、本市の貴重な水資源である芦屋川を守るため、清掃作業を実施します。

日時 6月3日(金)午後1時～3時

場所 芦屋川上流約3km付近

参加団体 水道部、水道サービス協会、水道工事業協同組合、生活環境部、芦屋カンツリー倶楽部、芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)

第47回 水道週間 (6月1日～7日)

「水道水 まちのすみまで 未来まで」



問い合わせ 水道部総務課 緯38-2080